

中央防波堤外側埋立処分場における グリーン水素の製造・利活用事業

事業者公募要領

令和 7 年 5 月 12 日

東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部

1 目的	2
2 本事業の概要	2
(1) 名称	2
(2) 実施期間	2
(3) 計画敷地概要	2
(4) 本事業（令和7年度分）の内容	3
(5) 本事業（令和7年度分）の進め方	5
(6) 都が負担する経費	5
3 公募の概要	7
(1) 提案	7
(2) 応募者の要件	7
(3) 公募スケジュール	8
(4) 質問	8
(5) 提案書の審査	8
(6) 協定の締結	8
(7) 事業費の支払等	8
4 応募方法	8
(1) 提出書類	8
(2) 提出方法及び提出先	9
(3) 免責事項、注意事項等	9
5 応募に関する審査等	9
(1) 審査方法	9
(2) 採択事業者数	10
(3) 審査結果の通知	11
6 著作権及び提出書類等の取扱い	11
(1) 応募者から提出された提案書等の著作権	11
(2) 応募者から提出された提案書等の使用	11
7 その他	11
(1) 応募に係る費用	11
(2) 個人情報の取り扱い	11
8 本公募全般に関する問合せ先	11

1 目的

東京都（以下「都」という。）では、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向けた取組として、都内における水素エネルギーの需要量及び供給量を拡大し、水素サプライチェーン構築を目指している。

水素供給量の拡大に向けては、令和5年6月に改訂された「水素基本戦略（経済産業省）」において国内水素製造に向けた製造基盤を確立させ、国内製造ポテンシャルを最大限生かした利活用を推進していく必要があると掲げられている。また、都内における水素製造としては、大田区京浜島に東京都産グリーン水素製造設備を令和7年度中に稼働開始予定であり、順次製造能力も拡大させていく計画である。

これらを踏まえ、さらに都内の水素供給量を拡大させるためには、大田区京浜島に加えて、グリーン水素製造設備の増設を目指していくことが必要である。

本事業では、中央防波堤外側埋立処分場における、太陽光発電設備を含むグリーン水素製造設備の整備に向けた検討について、都と共同で開発する事業者を公募するに当たり、必要な事項を定める。

2 本事業の概要

(1) 名称

中央防波堤外側埋立処分場におけるグリーン水素の製造・利活用事業（以下「本事業」という。）

(2) 実施期間

本事業の実施期間は、2(5)に定める協定を締結した日から令和12年3月31日までとする。

ただし、本事業に係る令和8年度から令和11年度までにおける各予算案が東京都議会で可決されなかった場合は、この限りではない。

なお、現時点の事業計画は以下を想定しており、事業計画に変更が必要な場合は、基本設計の結果等をもとに協議することとする。本事業の終期は中央防波堤外側埋立処分場の埋立終了時を予定しており、事業終了までに設置した構築物は撤去するものとする。

令和7年度	・各種法令への許認可に必要な協議資料作成等 ・基本設計
令和8年度	・各種法令への許認可手続等 ・実施設計
令和9年度	・施工
令和10年度	・施工 ・施設運営 ・保守点検
令和11年度以降 (当該地の埋立 終了まで)	・施設運営 ・保守点検

(3) 計画敷地概要

ア 場所

東京都江東区海の森三丁目地先（中央防波堤外側埋立処分場敷地内）

事業計画場所を別紙1に示す。

イ 面積

約 18,000m²

ウ 制約条件等

- ・中央防波堤外側埋立処分場は、現在運用中の最終処分場であり、本事業の実施にあたってはその運用に支障を来さないよう、十分に配慮する必要がある。
- ・計画敷地の既存の土地を掘り起こす行為は認められず、盛土後に締固める等して土地の造成を行う必要がある。
- ・本事業に必要な上下水道、電気といったインフラは、新たに独自で引き込む必要があり、中央防波堤外側埋立処分場内の既存設備からの取合いは不可である。
- ・水電解等によって生じる排水は、原則、中防波堤外側埋立処分場外へ排出処理する必要がある。新たに独自の排水経路を設けるなど、関係法令等に基づき、適正に処理する必要がある。ただし、将来当該取扱いが変更となり、当該変更によって、費用対効果の高い方策を採用しうる場合には、都と別途協議の上、対応について決定することとする。
- ・昨年度測定した計画敷地内における地耐力及びメタン発生状況については以下のとおりである。

地盤の最低長期許容応力度：30kN/m²

最大メタンガス発生量：57ppm

(4) 本事業（令和7年度分）の内容

本事業は、太陽光発電設備（約 14,000m² の計画敷地へ発電容量 1,000kW 以上のものを計画）、水電解水素発生設備（約 4,000m² の計画敷地へ 100Nm³/h 程度の能力を有するものを 1 基計画）及びその付帯設備（ドライヤー、冷却設備等）並びに圧縮水素トレーラーや圧縮水素カードルで運搬するための高圧ガス製造設備（圧縮機、蓄圧機、運搬設備等）を計画敷地内に設置し、高品質な水素を安定的に製造・供給するために必要となる設備等（以下「グリーン水素製造設備」という。）を整備するものである。さらに、グリーン水素製造設備を運用するためには、原料となる水供給、電力供給及び排水処理のための設備、さらには管理のための事務所や設備を格納する建屋等の建築物が必要となるが、これらの設備設計についても本事業（令和7年度分）にて行うものとする。

採択事業者（5(1)「審査方法」に記載する内容に基づき審査し、決定した事業者をいう。以下同じ。）は、1 に定める目的や前述の事業内容を踏まえ、次に示す業務等を都と共同で開発する。

ア 各種法令への許認可に必要な協議資料作成等に関する業務

以下に掲げる法規に対して、所管部署への打合せや情報収集等を通じて、グリーン水素製造設備に必要な方策及び協議資料をまとめる。

- ・高圧ガス保安法に基づく製造許可申請資料
- ・廃棄物処理法に基づく許認可申請資料
- ・港湾法に基づく構築物建設協議資料
- ・環境確保条例に基づく申請・届出資料
- ・建築確認申請資料
- ・その他、本事業を適切に実施するために必要となる関係機関協議資料

イ 基本設計に関する業務

本事業（令和7年度分）における設計概要及び機器は以下のとおりであり、納期やコスト、設置面積等の設計に必要な諸条件については東京都と協議のうえ、以下に示す機器の仕様を検討することとする。

（ア）設計業務における一般業務の内容及び範囲

- ・ 現地調査
- ・ 設計条件等の整理
- ・ 設計上の諸条件の調査及び関係機関等との打合せ
- ・ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- ・ 基本設計方針の策定
- ・ 基本設計図書の作成
- ・ 概算工事費及び施工期間の検討
- ・ 竣工時のイメージパースの作成

（イ）基本設計を行う電気、機械及び通信設備

- ・ 水電解水素発生設備
- ・ 電源設備（商用電源からの引込み、キュービクル及びキュービクルと各設備間の配線を含む）
- ・ 水素ガス圧縮設備
- ・ 水素ガス充てん設備
- ・ カードル（容器を含む）
- ・ トレーラー容器
- ・ 窒素及び空気供給設備（窒素、空気需要設備までの各ガス用配管設備含む）
- ・ 水素ガス圧縮設備用冷却設備（冷却水用配管設備含む）
- ・ 水素容器（カードル及びトレーラー容器）用冷却設備（冷却水用配管設備含む）
- ・ 低圧及び高圧水素輸送用配管設備
- ・ 総合制御盤
- ・ 照明設備
- ・ 監視設備
- ・ 警報設備
- ・ 消火設備
- ・ 太陽光発電設備（太陽光パネル、パワーコンディショナー及び蓄電池等）
- ・ 構内電気等配線（動力・電源用、監視用及び計装用）
- ・ その他、本事業を適切に実施するために必要となる設備

（ウ）建築工事一式に係る基本設計項目

- ・ 敷地造成
- ・ 事務所および設備用建屋新築
- ・ 設備用基礎
- ・ 障壁
- ・ 外構（フェンス等）

- ・雨水排水、貯蔵施設
- ・汚水排水、貯蔵施設
- ・構内舗装
- ・水素運搬車両用通路
- ・駐車場
- ・その他、本事業を適切に実施するために必要となる設備

(5) 本事業（令和 7 年度分）の進め方

本事業（令和 7 年度分）の実施に当たり、採択事業者は都と実施内容、実施体制、実施スケジュール、役割分担、費用負担等についての協定（以下「協定」という。）を締結する。

なお、実施内容について、都は採択事業者に対し、一定程度の提言、助言等を行うものとする。

(6) 都が負担する経費

都は、本事業（令和 7 年度分）に要する経費について、金 84, 547 千円を上限として負担する。

また、都は、本事業（令和 7 年度分）の実施に要する経費について、当該年度に要する経費が確定した後、採択事業者に対し、2 (5) に定める協定に記載の金額を上限として支払う。

対象となる経費は、次のすべての条件に合致する以下に掲げる経費とし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

ア 本事業のために必要な経費であること。

イ 支援対象期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。

ウ 使途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること。

費目		内容
人件費		事業の人件費は、パート・アルバイトを含む当該事業に直接従事する者（以下、「事業従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与を計上する。
事業費	旅費	当該事業に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとする。 出張が当該事業以外の事業と一連のものとなっており、当該事業以外の事業に係る経費が存在する場合は、当該事業に係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、当該事業に係る経費のみを計上する。 事業者においては当該事業に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	設備 備品費	備品は、取得価格が 100,000 円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう。 なお、事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達すること。

消耗品費	取得価格が 100,000 円未満の物品に係わる経費。 取得価格が 100,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。(試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等)
印刷 製本費	当該事業に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。
通信 運搬費	当該事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等) 通信運搬費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
借料及 び損料	事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。 リース等により調達した物品は当該事業のみに使用することとし、(当該事業のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。) リース料等については、当該事業の事業期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。
光熱水費	当該事業に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 光熱水費として計上する経費は、当該事業に直接必要であることを証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
雑役務費	当該事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。 一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
外注・ 委託費	当該事業を行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。
一般 管理費	事業を行うために必要な経費のうち、事業に要した経費としての特定が難しいものの経費。 一般管理費率は、事業者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。

なお、上記に含まれない経費であっても、本事業に必要と認められる経費については、支払いの対象となるため、具体的な対象経費は「2(5) 本事業の進め方」に定める協定により決定する。

また、事業途中で協定解除となった場合は、解除時点での既済部分の支払いや所有権等の解除に伴い生じる事項の処理については、都及び採択事業者が民法の規定に従って協議により決定する。

3 公募の概要

(1) 提案

本事業（令和7年度分）を都と共同で開発する事業者の公募（以下「公募」という。）に応募する者（以下「応募者」という。）は、2(4)に定める本事業の実施内容について、5に示す内容に沿って提案すること。

(2) 応募者の要件

応募資格のある提案者は、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて本事業の成果を着実に社会実装へつなげられるよう、企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）が長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを明らかにした、長期的な事業戦略ビジョンを有する単独の事業者又は複数の事業者で構成されたグループであること。

また、グループで応募する場合は、代表企業を定め、代表企業が応募することとし、その全ての構成企業が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものであること。応募者は、単独の事業者又は複数の事業者で構成されたグループであって、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定のいずれかに該当する者
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者
- オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- カ 暴力団等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者
- ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者
- ケ 税の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(3) 公募スケジュール

公募要領等の公表	令和 7 年 5 月 12 日（月曜日）午後 2 時
質問の受付	令和 7 年 5 月 13 日（火曜日）午前 9 時から 5 月 19 日（月曜日）午後 5 時まで
質問への回答	令和 7 年 5 月 22 日（木曜日）午後 5 時
提案書の提出	令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）午前 9 時から 6 月 6 日（金曜日）午後 5 時まで
審査会	令和 7 年 6 月中旬（予定）
審査結果通知	令和 7 年 6 月中旬（予定）
協定締結	令和 7 年 6 月下旬（予定）

(4) 質問

本公募についての質問は、様式 3「質問票」に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。電話や訪問等、電子メール以外による問合せについては対応しない。

質問受付期間は、令和 7 年 5 月 13 日（火曜日）午前 9 時から同年 5 月 19 日（月曜日）午後 5 時までの受信分までとし、質問への回答は、令和 7 年 5 月 22 日（木曜日）午後 5 時までに、東京都産業労働局のホームページ上に掲載し、原則として個別回答は実施しない。

・提出先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

(5) 提案書の審査

5 (1)「審査方法」に記載する内容に基づき審査を実施し、採択事業者を決定する。

(6) 協定の締結

前項で決定した採択事業者は、都と事業内容、体制、スケジュール、役割分担、費用負担等に係る協定（以下「協定」という。）を締結し、本事業を実施すること。

(7) 事業費の支払等

都は、当該事業に要する経費が確定した後に、採択事業者からの請求に基づき、前項で締結した協定に定める金額を上限として支払う。

4 応募方法

(1) 提出書類

応募者は、次の書類のア及びイの書類を作成し、作成後、正本 1 部（両面印刷）、副本 1 部（正本の PDF 形式の電子ファイルを記載した CD-R）を都に提出する。

また、添付書類として、ウからキまでの書類を各 1 部提出すること。

ア 参加申込書（様式 1）

イ 事業者提案書（様式 2）

以下の内容を盛り込み、A4 用紙 15 ページ以下とすること。

（ア）会社の紹介

（イ）財務状況

（ウ）過去の実績（埋立地での太陽光発電事業経験及び太陽光発電による水素製造経験）

（エ）本事業の実現に向けたアプローチ（方向性）

- (オ) 本事業の実現に向けて活用する技術
- (カ) 実施計画
- (キ) 実施体制
- (ク) 実施費用（必要経費）

※令和7年度分について明記するとともに、令和8年度以降分については概算で示すこと。

- ウ 会社概要（様式自由、会社パンフレット等）
- エ 法人の登記事項証明書
- オ 定款又は寄付行為（写し）
- カ 印鑑証明書（原本）
- キ 納税証明書（直近1か年分）

(2) 提出方法及び提出先

- ・提出方法：自治体専用デジタル化総合プラットフォーム「LoGo フォーム」から提出※1、郵送又は持込み※2

- ・提出先：東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎33階南

※1 詳細な提出方法については、東京都産業労働局のホームページへ掲載する。

※2 郵送又は持込で提出する場合、4(1)ア及びイの書類を、PDF形式の電子ファイルにして記載したCD-Rを提出すること。

(3) 免責事項、注意事項等

応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

ア 採択事業者は、「2(4)本事業の内容」について、全ての責任を負うものとし、本業務の遂行にあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

イ 本事業の適切な遂行を確保する必要があると都が認めるときに、都が実施する採択事業者の営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じること。

ウ 都が本事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施すること。

5 応募に関する審査等

(1) 審査方法

提出された企画提案書及び応募者によるプレゼンテーションを基に、中央防波堤外側埋立処分場におけるグリーン水素の製造・利活用事業の公募に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次表に掲げる審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に基づき厳正に審査し、総合的に評価する。

なお、審査の視点における必須項目はなく、審査は加点形式にて行う。

	審査項目	審査内容	審査の視点
1	応募者	財務状況	・ 提案事業を着実に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
		事業遂行能力	・ 本事業（令和7年度～令和11年度）を一気通貫で実施することができるか
		実績	・ 応募者は、積極的に水素に関する取組を実施しているか。 ・ 以下のいずれかの実績を有しているか。 ○埋立地における太陽光発電事業経験 ○太陽光発電による水素製造事業経験
2	実施内容	技術的実現可能性	・ 提案された技術や手法が、埋立地という地域の特殊性及び制約条件等を考慮しても実際に実現可能なものとなっているか。 ・ 提案事業の実施に必要な技術・ノウハウ・課題等を明確に捉えられているか。
		妥当性	・ 提案事業の実施は、地域及び社会全体の水素普及拡大につながるものとなっているか。 ・ 提案事業の内容は、新規性、独自性といった観点において、既存の取組との差別化がなされており、優位性等が示されているか。 ・ GXリーグに加入する等、温室効果ガス排出削減や脱炭素に係る取組を実施しているか。
		効率性	・ 想定される本事業のシステム全体のエネルギー変換効率の高いものになっているか。 ・ 提案事業の内容は、国内外の技術動向を踏まえたものとなっているか。 ・ 各種法令への許認可に必要な協議資料作成等に関する業務は、過去の業務実績及び資料作成の難易度等を考慮して、効率的に進める計画となっているか。
3	実施体制	実施計画	・ 土地の特性を踏まえた実効性のある現実的な実施計画が立てられているか。 ・ 次年度以降の内容についても想定された実施内容、計画となっているか。
		実施体制	・ 提案事業の実施に際し、必要な人員が確保されているか。 ・ 専門的な知見の提供等を受けるための体制が構築されているか。
		費用	・ 必要経費が具体的に明示されているか。 ・ 費用対効果の高いものとなっているか。

(2) 採択事業者数

1 者

(3) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。

イ 審査の結果、本事業を実施するものとして提案が採択された応募者は、都と協定を締結し、協定に基づき本事業を実施する。

6 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 応募者から提出された提案書等の著作権

応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て応募者に帰することとする。

(2) 応募者から提出された提案書等の使用

都は、応募者から提出された提案書等について、採択事業者の選定に関してのみ使用する。また、審査及び実施団体の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

なお、提出された提案書等は返却しない。

7 その他

(1) 応募に係る費用

本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。

(3) 令和8年度以降の費用負担について

本事業は、令和7年度から最大令和11年度までの5か年度実施することを想定しているが、令和8年度以降の東京都予算において、本事業に係る予算が認められず、本事業を実施しない場合において、採択事業者が負担した費用や機会損失について都は負担しない。

8 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール又は電話で行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

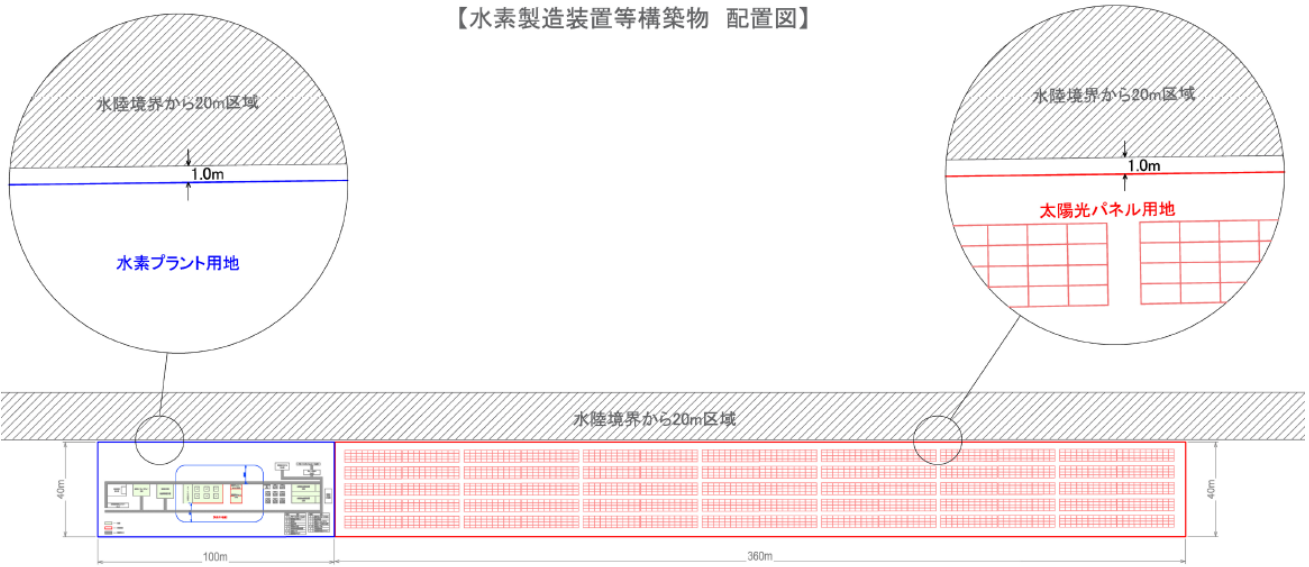
E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

電話番号（直通）：03-5388-3918



中央防波堤地区平面図

出典：国土地理院地図（電子国土 WEB）



水素製造装置構築物の配置案

個人情報に関する特記仕様

第 A 章 総則

(個人情報の保護)

第 1 条 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成 17 年 3 月 31 日付 16 生広情報第 708 号）第 2 に定める管理体制及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

(秘密等の保持)

第 2 条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。

3 顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成 15 年 1 月 30 日（最終改訂：平成 31 年 1 月 23 日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第 3 条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等を施す場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第 2 条第 5 項に定める仮名加工情報及び同条第 6 項に定める匿名加工情報並びに同条第 7 項に定める個人関連情報を含むものとする。

(受託者に提供する個人情報等の範囲)

2 この契約による業務の処理に際して、東京都が受託者に対して提供する個人情報等（以下「東京都提供個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、東京都提供個人情報等一覧（目録 A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び東京都以外の第三者から

直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録 B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録 B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、東京都に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、東京都及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

（表明保証）

- 3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

（権限）

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第 B 章 安全管理体制

（責任体制の整備）

- 第 4 条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

- 第 5 条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ東京都に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第 2 条第 5 項及び第 8 項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、東京都は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積を行った上で、その内容を目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載し、事前にその旨を明示する。

また、受託者は、目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ東京都に届けなければならない。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守さ

せなければならない。

- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

なお、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期に及び必要に応じ随時に監査する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第6条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、東京都に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第7条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における東京都の機関及び受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。
- 3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。
- 4 要配慮個人情報を取り扱う場合、東京都は、受託者が前2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

(再委託)

第8条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないようにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を東京都に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める東京都の承諾を得な

なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

(1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所

(2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第 25 条等に基づく監督方法

2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、東京都に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、東京都の求めに応じて、その状況等を東京都に適宜報告しなければならない。

5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも 1 回は第 7 条第 1 項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

（目的以外の利用禁止）

第 9 条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を東京都の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製、複製等の禁止）

第 10 条 受託者は、この契約による業務を処理するため東京都から引き渡された文書等を東京都の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

（個人情報等の安全管理）

第 11 条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

- 2 受託者は、東京都から文書等の引き渡しを受けた場合は、東京都に受領書を提出する。
- 3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。東京都は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 4 受託者は、東京都が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
 - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は

複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第12条 東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために東京都の指定した様式により、及び東京都の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、東京都に帰属するものとする。

2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、東京都の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

なお、上記の個人情報等に要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第5条の規定によりその役割を果たすべき者として東京都に届け出られている者が行うものとする。

3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を東京都に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

6 受託者は、廃棄又は消去に際し、東京都が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第C章 事故対応及び検査

(漏えい等発生時の対応)

第13条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を東京都に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。

3 受託者は、東京都と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可

能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、東京都が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(立入調査等)

第 14 条 東京都は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、東京都から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて東京都が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、東京都の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第 D 章 契約解除及び損害賠償等

(契約の解除)

第 15 条 東京都は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、東京都にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
- 3 受託者が、第 1 項の規定に基づき契約を解除された場合、東京都は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償等)

第 16 条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより東京都が損害を被った場合には、東京都にその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに東京都に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。
- 3 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、東京都が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から東京都に

対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために東京都において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、東京都の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。

- 4 第2条第3項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて東京都が損害を被った場合には、東京都は不正競争防止法（平成5年法律第47号）第4条及び第5条に基づく損害の賠償を請求することができる。

（違約金）

- 5 第1条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって東京都に損害が生じた場合、受託者は東京都に対して違約金として契約金額の100分の10に相当する額を支払う義務を負う。
- 6 東京都に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、東京都は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

（その他）

第17条 受託者は、保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度東京都に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、東京都は、東京都の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第18条 第16条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。